

聴覚障害者制度改革推進兵庫本部の公開質問状の回答一覧 兵庫5区…豊岡市、三田市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、川辺郡、美方郡

候補者名	梶原康弘(民主党)	谷公一(自由民主党)	平山和志(日本共産党)	三木圭恵(日本維新の会)
1. 障害者総合支援法について	(回答無し)	<p>障害者自立支援法については、応益負担から応能負担に改めるとともに、知的障害、発達障害、精神障害のある人に対して、自民党が障害程度区分から障害支援区分に修正した上で、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いがわかるような形に法改正を行いました。</p> <p>今後は、障害者総合支援法を着実に推進し、国と地方の適切な役割分担のもの、地域の実情を十分踏まえながら、計画的なサービスの基盤整備を図ります。また、障害者に対する福祉的な給付を着実に実行するとともに、障害者優先調達推進法(ハート購入法)を着実に実施する等雇用の促進に努めます。また、精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、精神保健医療福祉政策の改革に取り組むとともに、障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見人制度の活用を更に進めます。</p> <p>さらに、幅広い国民の共感と理解を得ながら、「障害者虐待防止法」を着実に実施するとともに、障害のある人の自立と社会参加のための施策を着実に推進します。</p>	<p>2012年6月可決・成立した「障害者総合支援法(一部改正障害者自立支援法)」は障害当事者の声を聞くことなく、「基本合意」や「骨格提言」をことごとく無視したものです。「視聴覚障害者の意思疎通支援事業」についても、聴覚障害者の定義・範囲、権利としての情報アクセス・コミュニケーション、地域格差の問題、さらに、財源の問題などあまりにも不十分な内容となっています。日本共産党はみなさんの運動で生み出した財産である「基本合意」や「骨格提言」そして障害者権利条約にもとづき、障害当事者の声を反映した新法を制定するよう全力をあげます。</p>	(回答無し)
2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について			<p>ご指摘のように居住する市町村によって支援の内容や範囲が異なることはあってはならないと考えています。個人であろうと団体であろうと意思疎通に必要な手話通訳者(盲ろう者に対するものも含む)、要約筆記者の派遣は公費で行われることが保障されなければなりません。もちろん、その内容は公的・私的を問わず当事者が必要とするコミュニケーションを完全に保障するものとならなければならず、実施する主体は当事者に最も身近な市町村であっても、国の制度として財政的保障が必要と考えています。</p>	
3. コーディネーターの身分保障について			<p>障害当事者が必要なときに必要な意思疎通支援を受けようとするときにコーディネーターが果たす役割は重要です。とりわけ専門性と幅広い知識・経験が求められるコーディネーターの養成と身分保障は障害者権利条約の精神からも当然国や都道府県などで制度化し、定着させることが必要と考えます。</p>	
4. 行政機関におけるアクセシブルな情報提供について			<p>住民に公平なサービス提供が求められる行政機関に於いて、障害を理由にサービスの内容・手段に格差があってはなりません。当面、都道府県・市町村の福祉事務所や衛生保健事務所の窓口到手話で相談できる常勤のケースワーカー等の配置を義務づけ、すべての窓口でも対応できるよう手話の出来る職員を順次増やしていきます。</p>	
5-1. 参政権が制限されていることについて			<p>障害者にとって政治参加の権利が充分保障されてこなかったことは事実であり、わが党は一貫してその是正に努力をしてきました。徐々に格差解消に向かっていま</p>	

			<p>すが、まだまだ不十分であることは事実です。ご指摘の問題については重要であると同時に当然の権利であると考えます。早急の法改正を含めて引き続き実現に向けて努力いたします。</p>	
5-2. 今回の選挙で情報保障を実施するか			<p>政見放送や個人演説会への手話通訳、字幕、要約筆記、もうろう者向け通訳などは、本来選挙管理委員会などが主体となって公的に設置が保障されなければならないと考えています。しかし当面の問題として、わが党の政見放送には手話通訳者を配置し、個人演説会では可能な限り手話通訳者などを配置したいと考えています。</p>	
6. 障害者差別禁止法について			<p>障害者製作委員会「差別禁止部会」は、今年9月に意見書をまとめました。「合理的な配慮の不提供」や「不均等待遇」を差別とすることも求めており、こうした意見書の趣旨をふまえた障害者差別禁止法の制定を求めています。障害者差別が生み出されてきた根源には、日本の社会保障制度の貧しさをはじめ、憲法が保障する諸権利がすべての国民に行きわたってこなかった、とりわけ障害者への対応が不十分なまま放置されてきたことにあると考えます。差別をしてきたのは第一義的には国家権力と見る必要があります。</p> <p>一方、差別の対象を国民同士の中に位置づけてしまえば、本来共同しなければならない国民の中に分断を持ち込むことになりかねず、その点は慎重に行われなければならないと考えます。</p>	
7. 情報・コミュニケーションを保障する法律等の必要性について			<p>回答の2. 3. 4. 等でお答えしたこと、及びさらに他の分野でのすべての障害者の情報アクセスやコミュニケーションを完全に保障するためには、現在の法制度の下でもできることを完全に実現できるよう全力をあげるとともに、不十分なところについてはご指摘の新しい法律の制定が必要であると考えています。</p>	
8. その他障害者施策について			<p>(ここは、各候補者の政策の中から選んでください。ただ、回答1. で記載した「障害者自立支援法」を廃止して「障害者権利条約」にもとづいて「基本合意」や「骨格提言」を全面的に実践できる新しい法律を障害者関係者が参加して制定することについてはぬかさようにすることが重要です)。</p>	